

決意表明

自治労山口県本部
書記次長 古川 俊

春闘の大きな課題である“賃金”について、私たち公務員は毎年8月の国人事院勧告および10月の県人事委員会勧告を受け、その後 11 月に各自治体、事業所ごとに労使交渉を行い、議会に上程する仕組みとなっています。そして、この勧告の元となる給与額については、4月1日時点の官民比較の数字を持って行われますので、この春闘期における皆さんの活躍を大いに期待するとともに、自治労としても春闘を盛り上げていきたいと思っていますところ です。

昨年の、官民比較の結果は、2年連続の一時金 0.15 月分のマイナスというものでした。コロナ禍の影響はあるとはいえ、コロナ対応で奮闘している仲間のことを思うと残念と言わざるを得ません。

また、会計年度任用職員、従来の公務職場における臨時職員が 2020 年 4 月より、地方公務員法の改正が行われ、明確に法に位置づけがされました。逆にこれまでは、実はどの法律にも当てはまらない、公務が雇用しているにもかかわらず、官製ワーキングプアと揶揄される非常に不安定な職でありました。公務員版「同一労働・同一賃金」として、法改正が行われたわけですが、いまだに多くの自治体で財政難を理由に法の主旨に沿わない運用が見られます。会計年度任用職員は、全国で約 70 万人、県内においても約1万人在籍し、公共サービスの提供において必要な存在となっており、均等待遇をめざした処遇改善を急ぐ必要があります。

さて、新型コロナウイルス感染症により、私たちのくらしや価値観が大きく変容する中、必要不可欠な仕事に従事する人”エッセンシャルワーカー“の重要性が認識されつつあります。医療従事者をはじめ、介護士、保育士、郵便・運輸などの流通、電気・ガス・水道・通信などの社会インフラ、販売・小売、公共交通などで勤務されている方々は、感染の危機にさらされながらも住民の命と向き合い懸命に業務に当たっています。

エッセンシャルワークの重要性と普遍性を社会一般に浸透させ、それを支える適正な賃金・労働条件の確保を中心的な課題とした春闘を展開していきます。

自治労は 2022 春闘を「参加する春闘」と位置付けて、主要な課題である「組織の強化」「賃金改善」「会計年度任用職員をはじめとする非正規労働者の処遇改善と組

組織化」「職場からの働き方改革」「地域公共サービスの質を守るための人員確保」について、職場の点検活動による運動展開と組合員参画による要求づくりを進めます。

「1年のたたかいは春闘から」と位置づけたこの時期には、公務職場においては、ポイント賃金の到達目標を設定し、初任給をはじめ具体的な昇給運用改善をはかり、民間職場においては、連合方針を踏まえた賃上げ要求を行い、春闘期での決着をめざし、「1単組・1要求」を追求していきます。

また、会計年度任用職員をはじめとする非正規労働者の処遇改善について、2020年4月の地方公務員法改正により、フルタイムの会計年度任用職員には、法律上、勤勉手当を支給することが可能であるにもかかわらず、総務省からの指導によりほとんどの自治体で支給がされておらず、勤勉手当の支給を求める声が多く挙げられています。国の非常勤職員にはすでに勤勉手当が支給されていることから、均衡がはかられているとは言えない状況にあり、すべての会計年度任用職員、非常勤職員に勤勉手当を支給できるよう、さらなる法改正が必要です。

自治労は、2023年通常国会に政府提出法案として、地方自治法改正法案が提出されることをめざし、今春闘期から大規模な署名活動に取り組み、「同一労働・同一賃金」にむけた運動から、組織化にも繋げていきいきます。

そして、世界規模で続くコロナ禍も大きな災害と言えます。しかし、長らく続いた実感なき好景気の中、非正規雇用の増大、労働分配率の低下、そして人員不足。減らし続けた行政の、ぎりぎりの人員配置により、大きな災害に対して十分な対応ができるとは言い難いほど、現場力は大きく低下しているのが現状です。持続可能な「安心して暮らすことのできる公共サービスの提供を維持する体制」の確保が必要です。

私たちは今春闘の中で、「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンを実施し、公共サービスの必要性を広く内外に訴え、持続可能な公共サービスを提供するため、人員確保・人材育成にしっかりと取り組み、その上で年間を通じた自治労産別統一闘争につなげ、組合員の連帯と結集をはかり、課題の解決を進めていきます。

最後に、今年予定されている各自治体首長、議会議員選挙において、連合山口推薦候補予定者の必勝ならびに、7月に行われる参議院議員選挙での各産別予定候補の必勝に向け、総力を挙げて取り組んでいきます。

以上、今春闘の勝利に向けて自治労からの決意表明とさせていただきます。